

平成 18 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名 ネクストウェア 株式会社
代表者名 代表取締役社長 豊 田 崇 克
(コード番号 4814)
問合せ先 執行役員経営戦略部長 脇 本 寿 郎
TEL (06) 6281-9866

新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 1 月 10 日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株予約権発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

新株予約権の発行理由

当社は、平成 17 年 9 月 1 日に発表いたしました、2006 年 3 月期から 2008 年 3 月期までの 3 カ年を対象とする中期経営計画「NextStage2008」を遂行中であります。今後、計画の完全遂行を確実なものとし、更なる業容の拡充、収益力の強化を図っていくには、エクイティ・ファイナンスによる株主資本の強化が必須であると考えております。資本調達スキームが多様化する中で、当社は本スキームの新株予約権の発行による株主資本強化が現時点における最良の選択であると判断いたしました。今般のエクイティ・ファイナンスでは、時価に連動して行使価額が決定される行使促進型のスキームであるため、迅速かつ機動的に、当社のその時々株価水準に見合った資金調達が期待できます。一方で、当社取締役会が必要と認めた場合には新株予約権の消却が可能であり、株式の増加による収益指標の過剰な希薄化を防止できるスキームとなっております。

当社は、今回の新株予約権の発行によって、株主資本の増強を効率的に進めると同時に、中・長期的な成長戦略をサポートすることができると考えております。

ネクストウェア株式会社新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 ネクストウェア株式会社第7回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 340 個
3. 申 込 期 間 平成 18 年 1 月 25 日から 26 日まで

ご注意：この文書は、当社が第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 払込期日 平成18年1月26日
5. 募集方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を三菱UFJ証券株式会社に割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 17,000 株とする。ただし、本項第(3)号により、割当株式数(本項第(2)号に定義される。)が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 本新株予約権 1 個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、当初 50 株とする。
- (3) ① 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第 8 項第(2)号に定義される。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式によって調整されるものとする。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 100 分の 1 未満の端数は切捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- ③ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、第 10 項第(2)号②ただし書記載の株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 新株予約権の発行価額 本新株予約権 1 個当り 34,000 円(発行総額 11,560,000 円)

8. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより 1 円未満の端数を生じる場合には、これを切捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する場合における株式 1 株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初 101,090 円とする。

9. 行使価額の修正

平成 18 年 1 月 27 日以後、毎月第 3 金曜日(以下「価格決定日」という。)の翌取引日以降、行使価額は、価格決定日まで(当日を含む。)の 5 連続取引日(ただし、取引日は株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日を含まない。以下「時価算定期間」という。)の大阪証券取引所における当社普通株式

ご注意：この文書は、当社が第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の普通取引のVWAPの平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が60,654円(以下「下限行使価額」という。ただし、第10項による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、決定日価額が151,635円(以下「上限行使価額」という。ただし、第10項による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。なお、時価算定期間内に、第10項に定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債の転換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、株券の交付については第19項の規定を準用するものとする。

ご注意：この文書は、当社が第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 100 分の 1 株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の行使価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切捨てる。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号②ただし書の場合は株主割当日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(ただし、取引日は当日付けで終値のない日を含まない。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切捨てる。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の

ご注意：この文書は、当社が第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 第 9 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

11. 新株予約権の行使請求期間

平成 18 年 1 月 27 日から平成 20 年 1 月 25 日(第 13 項各号に従って本新株予約権の全部又は一部が消却される場合には、消却される本新株予約権については、消却のための通知がなされた日の 3 営業日後の日)までとする。

12. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の消却事由及び消却の条件

(1) 当社は、本新株予約権の消却が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、商法第 280 条ノ 36 の規定に従って通知し、かつ(本新株予約権証券が発行されている場合は)公告したうえで、当該消却日に、本新株予約権 1 個当たり 34,000 円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、商法第 280 条ノ 36 の規定に従って通知し、かつ(本新株予約権証券が発行されている場合は)公告したうえで、当該消却日に、本新株予約権 1 個当たり 34,000 円の価額で、残存する本新株予約権の全部を消却する。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求があるときに限り、本新株予約権証券を発行するものとする。

16. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額は、当該発行価額に 0.5 を乗じ、その結果、1 円未満の端数を生じるときはその端数を切上げた額とする。

ご注意：この文書は、当社が第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

17. 期中に新株予約権の行使があった場合の取り扱い

本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金又は商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間になされたときは 10 月 1 日に、4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは 4 月 1 日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第 11 項に定める行使請求期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書及び(発行されている場合は)本新株予約権証券の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、端株券は発行しないものとする。

20. 行使請求受付場所

当社総務部

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 梅田中央支店

22. 法改正等

商法その他の法律の改正等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. 新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

第 11 項及び第 13 項記載のとおり、当社取締役会は発行日の翌日以降いつでも本新株予約権の消却を決議することが可能であり、かつ、消却される本新株予約権の行使請求期間は消却のための通知がなされた日の 3 営業日後の日までに制限されること等を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項ツリーモデルによる算定を行った。算定に係る諸条件に関しては、平成 18 年 1 月 10 日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準となる株価とし、前提となる金利には残存年数が行使期間と同程度のスワップ金利を、ボラティリティには当社のマーケットにおける状況等を総合的に勘案した変動率を、配当利回りには今期における当社予想年間配当金に基づく利回りを使用した。これらの諸条件及び消

ご注意：この文書は、当社が第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

却事由を考慮して算定した理論値を参考に、本新株予約権 1 個当りの発行価額を 34,000 円とした。また、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 8 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 18 年 1 月 10 日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 10% 上回る額とした。

24. 資金使途

本新株予約権の行使による払込金額を含めた手取金は、運転資金に充当する。

25. その他

- (1) 本新株予約権の発行については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、当社が第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【ご参考】

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

新株予約権の行使による払込金額を含めた手取概算額 1,715,090,000 円(当初の行使価額により計算)は、運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元について、最も重要な経営課題として認識しております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

事業の現状及び将来の事業展開を多角的かつ慎重に検討して、株主に対する利益還元と内部留保の充実の双方を達成すべく努力してまいります。

(3) 内部留保資金の使途

企業体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実に努めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	3,482.74 円	644.87 円	3,254.53 円
1 株当たり配当金 (内 1 株当たり中間配当額)	2,000 円 (-円)	500 円 (-円)	500 円 (-円)
実績配当性向	57.42%	77.54%	15.36%
株主資本利益率	1.04%	0.76%	3.88%
株主資本配当率	0.60%	0.59%	0.62%

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

2. 平成 16 年 3 月期の 1 株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

3. 実績配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり当期純利益で除して算出しております。

4. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除して算出しており、株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除して算出しております。

5. 平成 16 年 3 月 19 日付で 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。

6. 1 株当たり当期純利益の算定にあたっては「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

ご注意：この文書は、当社が第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. その他

(1) 販売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスをすることにより、平成18年1月10日現在の発行済普通株式総数に対する潜在普通株式数は22.02%増加する見込みです。

(注) 潜在株式数の増加比率は、今回発行する新株予約権がすべて当初の行使価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式数で除して算出しております。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	331,000 円	210,000 円	274,000 円	181,000 円
高 値	365,000 円	1,220,000 円 □396,000 円	303,000 円	410,000 円 □94,800 円
安 値	125,000 円	206,000 円 □210,000 円	136,000 円	180,000 円 □63,900 円
終 値	213,000 円	□269,000 円	181,000 円	□91,000 円
株価収益率	61.15 倍	417.14 倍	55.61 倍	—

(注) 1. □印は株式分割による権利落後の株価を示しております。

2. 平成18年3月期の株価については、平成18年1月6日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除して算出しております。なお、平成16年3月期については、株式分割を考慮して計算しております。

4. 平成16年3月19日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

5. 平成17年11月18日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

(4) その他

該当事項はありません。

4. 割当予定先の概要等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	三菱UFJ証券株式会社	
割当新株予約権数	340 個	
払込金額	11,560,000 円	
割当予定 先の内容	住所	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
	代表者の氏名	取締役社長 藤本 公亮
	資本の額(注)1	655.18 億円
	事業の内容	証券業

ご注意：この文書は、当社が第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	大株主及び持株比率(注)1	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	61.23%
当社との 関係	出資 関係 (注)2	当社が保有している 割当予定先の株式の数	—
		割当予定先が保有している 当社の株式の数	0.33 株
	取引関係等	幹事証券	
	人的関係等	—	

(注) 1. 資本の額並びに大株主及び持株比率は、平成 17 年 10 月 1 日現在におけるものです。

2. 出資関係は、平成 17 年 12 月 31 日現在におけるものです。

(2) 新株予約権の発行の日程(予定)

平成 18 年 1 月 10 日(火) 新株予約権発行決議取締役会
 有価証券届出書提出(近畿財務局)
 平成 18 年 1 月 11 日(水) 新株予約権発行決議公告
 平成 18 年 1 月 18 日(水) 有価証券届出書効力発生予定日
 平成 18 年 1 月 25 日(水)から 26 日(木)まで 申込期間
 平成 18 年 1 月 26 日(木) 払込期日

(3) その他

本新株予約権の割当予定先である三菱UFJ証券株式会社は、本新株予約権の権利行使を前提とした空売りのための借株を行うことがあります。この借株は、本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲を超えて行われることはありません。

以上

ご注意：この文書は、当社が第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。